**平成２５年（再ロ）第１０００４号**

東京都清瀬市竹丘２丁目31番26号

再生債務者　霜村　昌男

1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月25日から平成25年７月16日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２５年（再ロ）第１号**

富山県砺波市一番町３番５号　ディライト一番町203号室

再生債務者　豊吉　光一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月４日まで

平成25年５月14日　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（再ロ）第９号**

千葉県白井市西白井２丁目15番地１　プロムナードＢ204号、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷１丁目５番８号　シャルマン新鎌ケ谷202

再生債務者　山本　宗生

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月10日まで

平成25年５月13日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（再ロ）第１４号**

広島県東広島市安芸津町風早895番地33

再生債務者　上垣　伸司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月11日まで

平成25年５月14日

広島地方裁判所民事第４部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２５年（再ロ）第１号**

兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２12―506

再生債務者　松岡　芳一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月13日　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２５年（再ロ）第１号**

島根県安来市新十神町13番地30

再生債務者　藤本　孝一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月13日　　松江地方裁判所民事部

**平成２４年（再ロ）第１９号**

名古屋市瑞穂区土市町１丁目50番地の４

再生債務者　山口恵美子（旧姓加藤）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月13日

名古屋地方裁判所民事第２部

## 給与所得者等再生による再生計画取消

**平成１７年（再ロ）第２３号**

福島県東白川郡棚倉町大字流字夜ノ内１番地マラゴンハイツ202

再生債務者　岡部紀美雄

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年３月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年５月13日

福島地方裁判所白河支部再生係

# 会社その他公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は、平成二十五年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項の規定に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十五年五月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十日

掲載頁　五十九頁（号外第一三四号）

平成二十五年五月二十二日

群馬県桐生市新里町板橋三三〇番地九

（甲）株式会社ＭＡＰ

代表取締役　谷　明

埼玉県狭山市新狭山一丁目二三番地八

（乙）株式会社ＭＡＰ狭山

代表取締役　谷　明

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.srl-group.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十八日

掲載頁　八十七頁（号外第一四一号）

平成二十五年五月二十二日

東京都新宿区西新宿一丁目一番一号

（甲）株式会社エスアールエル

東京都日野市新町五丁目五番地一九

（乙）株式会社エスアールテクノシステム

代表取締役　小川　眞史

代表取締役　澤崎　幸彦

## 合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、両法人の社員総会の承認決議は、甲は平成二十五年五月十三日、乙は平成二十五年五月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

最終貸借対照表は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示しております。

平成二十五年五月二十二日

静岡県浜松市天竜区二俣町二俣一九六番地の二

（甲）一般社団法人静岡県立二俣高等学校後援会

理事長　和田　久夫

静岡県浜松市天竜区二俣町二俣六〇二番地

（乙）一般社団法人静岡県立天竜林業高等学校後援会

理事長　和田　久夫

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の白金釜舌（東京都港区白金台五丁目二一番二号）及び赤坂金舌（東京都港区赤坂三丁目二一番七号）の運営に係る事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることに致しました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月十七日

掲載頁　六十三頁（号外第九号）

平成二十五年五月二十二日

東京都港区西麻布三丁目二七番二一号

（甲）株式会社カルネヴァーレ

代表取締役　鳴坂　竜一

東京都港区西麻布三丁目二七番二一号

（乙）株式会社ＥＤＧＥ

代表取締役　湯澤　忠則